



会社名 コロンビア・ワークス株式会社 代表者名 代表取締役 中内 準 (コード番号:146A 東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役 水山 直也

(TEL. 03-6427-1562)

第3回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ

当社は、2025年10月16日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び子会社の取締役に対して下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。なお、付与対象者である取締役は、当該取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及 び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び 子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.3%に相当します。しかしながら、行使期間を通じて当社株価が行使価額(割当日終値)の50%を下回った場合には、行使価額での新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されていることから、株価下落局面においても、新株予約権の発行要項3.新株予約権の内容(6)①のただし書きに定められた条件に該当しない限り、当社株価が行使価額の50%を下回った場合には行使義務が発生します。また、発行要項3.新株予約権の内容(6)⑤、⑥、⑦に定められた条件により当社による取得(発行要項5に定められた取得を除く)、新株予約権者による放棄はできず、新株予約権者が当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合でも、本行使義務(当該地位を保有しなくなった後、本行使義務事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。)は消滅せず、本新株予約権を行使しなければならないことから、付与対象者が株価下落に

対して一定の責任を負い、当社の企業価値・株主価値の向上を目指しこれまで以上に 邁進するための動機付けとする形としております。このため、本新株予約権の発行 は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化へ の影響は合理的なものであると考えております。

また、行使義務発生条件を行使価額の50%とした理由については、当社株価は発行決議の直前取引日において3,910円となっており、強制行使条項発生条件株価は1,955円となることから、上場時公募価格(1,650円)よりも18%以上高い水準を設定しており、投資家の皆様へのコミットメントとして十分かつ妥当であると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

230 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、 当社普通株式 23,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が 調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、10,300円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、算定基準日(発行決議の直前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(3,910円)、ボラティリティ(38.48%)、配当利回り(1.47%)、無リスク利子率(1.66%)や本新株予約権に定められた条件(行使期間及び強制行使条項等)に基づき、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価金額を公正価格として参考にしており、当該評価金額と同額に決定することにより有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、 当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の 無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整さ れるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使され ていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当

社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行決議の直前取引日の東京証券取引所スタンダード市場における 当社普通株式の終値とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の 算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 × —

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新 株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行 及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行 及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。

新規発行×1株あたり

既発行

株式数 + 新規発行前の1株あたりの時価

行使価額一行使価額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式 総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に 係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」 に、「1 株あたり払込金額」を「1 株あたり処分金額」に、「新規発行前の 1 株あた りの時価」を「自己株式処分前の1 株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものと する。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換 もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要 とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる ものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2025 年11月5日から2035年10月16日までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の 金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる ものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の 額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の 額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要 するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所に おける当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に 50%を乗じた価格を 下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満 期日までに行使しなければならないものとする。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適

正に開示していなかったことが判明した場合

- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる 行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行 可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うこ とはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。
- ⑥ 当社による本新株予約権の取得は、項番5に該当する場合を除いて実施しない。
- ⑦ 新株予約権者が、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合でも、本項に基づく本行使義務 (当該地位を保有しなくなった後、本行使義務事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。)は消滅せず、本新株予約権を行使しなければならない。

4. 新株予約権の割当日

2025年11月4日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備 金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議 による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5. に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年10月31日

9. 申込期日

2025年10月24日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 3名 200 個

子会社取締役 1名 30個